

(証券コード1882)

2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区六本木七丁目3番7号
東亜道路工業株式会社
取締役社長 森下協一

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分迄に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットによる議決権行使の方法につきましては、60ページから61ページに記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用して対応をさせていただきます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、株主総会会場の座席は、例年より間隔を広くとって配置しますので、座席数が減少することとなります。会場が満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることもございますので、あらかじめお含みおきください。

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目3番7号 当社本社7階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第114期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第114期（自2019年4月1日至2020年3月31日）計算書類報
告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.toadoro.co.jp>) に掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を踏まえた各種対応についても、同ホームページにて掲載することによりお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調の景況感が見られましたが、米中貿易摩擦の長期化並びに、国内での相次ぐ自然災害や消費税増税などによる影響が懸念され、さらに年度末には新型コロナウイルスの世界的感染拡大が国内外の経済活動や金融資本市場に多大な影響を及ぼして、国内経済におきましても、東京オリンピック・パラリンピックの延期が決まるなど、先行きが懸念される不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要事業であります道路建設業界におきましては、民間設備投資が増加しているものの、受注競争の激化や労務需給、原材料価格等の動向に注意を要するなど、経営環境は引き続き厳しい状況のもと推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは受注機会の増大のため、グループ全体の総合力の強化に取り組みましたが、当連結会計年度の受注高は108,593百万円（前期比3.0%減）、売上高は109,123百万円（同比5.3%増）となりました。

一方、損益につきましては、営業利益は4,753百万円（同比30.1%増）となり、経常利益は4,869百万円（同比30.6%増）となりました。また、独占禁止法関連損失引当金戻入額1,085百万円を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は4,116百万円（前連結会計年度、親会社株主に帰属する当期純損失231百万円）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

事業部門別 受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

部 門		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	舗装工事	27,477	56,627	54,872	29,233
	土木工事	8,878	15,363	17,648	6,593
	計	36,356	71,990	72,520	35,826
製造販売・環境事業等		-	36,602	36,602	-
合 計		36,356	108,593	109,123	35,826

(建設事業)

当連結会計年度の受注高は71,990百万円（前期比5.7%減）となりました。また、完成工事高は72,520百万円（同比6.6%増）となり、次期繰越高は35,826百万円（同比1.5%減）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事

受注先	工事名	工事場所
国土交通省	小子内地区舗装工事	岩手県
国土交通省	大芦地区舗装工事	岩手県
国土交通省	田向地区舗装工事	福島県
西日本高速道路(株)	中国横断自動車道 たつの舗装工事	兵庫県
西日本高速道路(株)	大阪高速道路事務所管内舗装補修工事	大阪府
東京都	港区三田四丁目11番地先から同区高輪二丁目18番地先間外2か所配水小管布設替工事	東京都
関西エアポート神戸(株)	神戸空港滑走路舗装改修工事	兵庫県

当連結会計年度の主な完成工事

受注先	工事名	工事場所
国土交通省	侍浜地区舗装工事	岩手県
最高裁判所	東京高地裁中目黒分室(仮称)庁舎既存建物解体2期工事	東京都
西日本高速道路(株)	高松自動車道 鳴門舗装工事	徳島県
徳島市役所	徳島市陸上競技場フィールド・トラック改修工事	徳島県
国立大学法人東北大学	東北大学(青葉山1)屋外環境設備(運動場等)工事	宮城県
(公財)日本サッカー協会	(仮称)JFAナショナルフットボールセンター建設計画(人工芝C、Dピッチ、照明A、Cピッチ)	千葉県
学校法人駒澤大学	駒澤大学祖師谷寮・野球場再整備事業 第4期工事	東京都

(製造販売・環境事業等)

当連結会計年度の売上高は36,602百万円（前期比2.8%増）となりました。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,886百万円で、主に製品・合材製造設備及び舗装機械等における合理化、若しくは能力増強を目的とした設備投資に係るものです。

(3) 重要な資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的大流行による影響等、わが国の経済を下押しする様々なリスクが懸念される中、道路建設業界におきましては、企業間の熾烈な受注競争、原材料価格や人件費の上昇に伴うコストの増加懸念に注意を要するなど、当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の中、当社グループでは、独自の工法や製品開発を通じ、顧客の要望にこたえ、それらを駆使することにより、提案力、営業力を高め受注確保につなげます。

グループ内の人材交流・教育及び技術の共有化を推進し、グループ連携・部門間連携による総合力の強化をはかり、併せて、環境の変化に即応できる柔軟な経営体質の構築や適正な経営資源の配分、さらにリスク管理能力を高めることにより、持続的な収益力の強化に全力を尽くしていく所存でございます。

また、働き方改革の取り組みといたしまして、アクションプログラムや勤怠管理、ICTの活用によるi-Constructionの推進などにより、生産性の向上と業務の効率化を図り、働きやすく、働きがいのある職場環境を目指すことを、当社グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第111期 2016年度	第112期 2017年度	第113期 2018年度	第114期 (当連結会計年度) 2019年度
受 注 高	百万円	92,807	104,460	111,930	108,593
売 上 高	百万円	99,849	98,218	103,676	109,123
営 業 利 益	百万円	5,325	4,300	3,653	4,753
経 常 利 益	百万円	5,260	4,184	3,728	4,869
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,987	2,518	△231	4,116
又は当期純損失(△)					
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	円	58.90	496.68	△45.67	812.28
総 資 産	百万円	79,998	89,426	89,813	84,027
純 資 産	百万円	37,897	40,375	40,537	43,483

- (注) 1. 第112期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合いたしました。株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第113期の期首から適用しており、第112期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社は、(株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング等25社であります。重要な子会社はありません。

当社の連結子会社は23社、持分法適用関連会社は1社で、24社の連結となっております。なお、ほかに非連結子会社が2社、持分法非適用関連会社が1社あります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社25社並びに関連会社2社で構成されており、建設事業を中核に、関連する建設材料の製造販売・環境事業等を主たる事業内容としております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業のセグメントは、以下のとおりであります。

建設事業 舗装工事、スポーツ施設工事、造園工事、地盤改良工事、河川改修工事、特殊浚渫埋立工事等の土木工事、建築物の解体工事、コンサルタント業務等

建設材料等の製造販売事業・環境事業等

アスファルト乳剤、改質アスファルト、アスファルト合材、リサイクル骨材、砕石等の製造・販売、建設廃棄物の中間処理、汚染土壌の調査・浄化処理等

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社	東京都港区六本木七丁目3番7号		
支 社	北海道支社（札幌市）	東北支社（仙台市）	
	関東支社（東京都港区）	中部支社（名古屋市）	
	関西支社（大阪市）	中四国支社（広島市）	
	九州支社（福岡市）		
支 店	宮城支店（仙台市）	北陸支店（新潟市）	
	東京支店（東京都墨田区）	横浜支店（横浜市）	
	千葉支店（千葉市）	茨城支店（つくば市）	
	北関東支店（川崎市）	中京支店（名古屋市）	
	四国支店（西条市）		
営 業 所	札幌営業所	岩手営業所	下越営業所
	兵庫営業所	広島営業所	福岡営業所
	熊本営業所等		
	全国40営業所		
工 場	アスファルト乳剤工場	横浜工場等	全国24工場
	アスファルト合材工場	鹿嶋合材工場等	全国45工場
	技術研究所（つくば市）		

② 子会社

㈱アスカ（東京都港区）、㈱東亜利根ボーリング（東京都港区）等25社

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,558 名	増 5 名

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	914 名	減 7 名	46.0 才	21.1 年
女性	62	増 9	39.9	14.2
計又は平均	976	増 2	45.6	20.7

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,993 百万円
株式会社りそな銀行	1,760
株式会社三井住友銀行	935
株式会社みずほ銀行	462
株式会社三菱UFJ銀行	450

(12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19, 104, 200株
- (2) 発行済株式の総数 5, 067, 667株（自己株式152, 356株を除く）
- (3) 株 主 数 4, 691名（前期末比 87名減）
- (4) 大 株 主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	586	11. 57 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	271	5. 35
株式会社横浜銀行	240	4. 75
株式会社三井住友銀行	207	4. 09
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	191	3. 78
東亜道路取引先持株会	160	3. 16
東亜道路従業員持株会	141	2. 80
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	124	2. 45
株式会社りそな銀行	120	2. 37
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	120	2. 37
日本国土開発株式会社	120	2. 37

（注） 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	森 下 協 一	内部統制委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、監査室担当、経営企画室担当
※取締役	堀之内 悟	製品事業本部長、技術本部長、関係事業本部長、労働時間等設定改善委員会委員長
取締役	竹 内 良 彦	CSR推進本部担当、管理本部長、J-SOX委員会委員長、コンプライアンス担当、リスク管理担当
取締役	杉 崎 匡 孝	営業本部担当、関東支社長
取締役	浅 井 敏 夫	工務本部長、土木部長、建築部長、省エネ推進委員会委員長
取締役	高 野 憲 二	
取締役	高 田 敏 明	弁護士、日本食塩製造株式会社 社外取締役
常勤監査役	森 信 一	ケイヒン株式会社 社外監査役
常勤監査役	野 田 雅 之	
監査役	藤 田 浩 司	弁護士、株式会社大文字洋紙店 社外監査役 株式会社ミクリード 社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役高野憲二氏、高田敏明氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役森 信一氏、監査役藤田浩司氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役野田雅之氏は、1982年から2016年までの期間、当社の経理業務を含む管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任 (2019年6月27日)
監査役 藤田浩司
- (2) 退任 (2019年6月27日)
監査役 神 洋明
6. 社外取締役2名、社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役高野憲二氏、高田敏明氏、常勤監査役森信一氏、野田雅之氏及び監査役藤田浩司氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	121百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	43百万円 (25百万円)

(注) 1. 株主総会決議による役員報酬限度額

(使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)

取締役分：年額200百万円 監査役分：年額60百万円

2. 2020年3月末日現在の支給人員は取締役7名、監査役3名です。上記支給人員と相違しているのは、2019年6月27日開催の第113回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでいるためであります。

(4) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 任 先 及 び 兼 任 内 容
高 野 憲 二	—
高 田 敏 明	弁護士、日本食塩製造株式会社 社外取締役
森 信 一	ケイヒン株式会社 社外監査役
藤 田 浩 司	弁護士、株式会社大文字洋紙店 社外監査役 株式会社ミクリード 社外監査役

(注) 当社と社外取締役 高田敏明氏が社外取締役として就任している日本食塩製造株式会社、及び社外監査役 森 信一氏が社外監査役として就任しているケイヒン株式会社、及び社外監査役 藤田浩司氏が社外監査役として就任している株式会社大文字洋紙店、株式会社ミクリードとは、取引関係はありません。

社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
高 野 憲 二	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会16回のうち16回に出席し、主に豊富な経験者の観点から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
高 田 敏 明	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会16回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
森 信 一	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会16回のうち15回に、監査役会10回のうち10回に出席し、主に豊富な経験者の観点から適宜発言を行っております。
藤 田 浩 司	社 外 監 査 役	社外監査役就任後開催の取締役会12回のうち11回に、監査役会8回のうち8回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (注)3	82百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務等に関する調査業務ほかの対価の支払額を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するほか、会計監査人の適格性、独立性を害するなど職務執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を定めており、その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理行動指針」「行動規範」を定めます。
- ロ. 当社は公正、透明、自由な競争を通じた企業活動を行うことを旨とし、企業倫理の徹底と法令遵守に努め、刑法、独占禁止法等の関連法令に違反する

ことのないよう、「コンプライアンス規程」「独占禁止法遵守のための行動指針」の整備等により、体制の強化をはかります。

- ハ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備や運用方針の策定を行います。
- ニ. 当社は、コンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ホ. 内部監査部門は、当社及びグループ会社に対し内部監査を実施します。
- ヘ. 経理部門は、経理規程等に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備します。
- ト. 当社は、「公益通報規程」を定め、コンプライアンス上疑義がある場合又はその恐れがある場合は、グループ会社を含む役員及び社員等が通報あるいは相談する専用の窓口を設けます。なお、公益通報者保護法に基づき、通報者に対し不利益な取り扱いはいたしません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- イ. 当社及びグループ会社は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、文書の適切な保存及び管理を行います。
- ロ. 情報の管理については「情報システム管理規程」に基づき、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社を含めた各業務部門でリスクの洗い出しを実施し、リスク発生の防止と発生後の軽減に努めます。
- ロ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする「対策本部」を組織し、リスクへの対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
- ハ. 安全衛生、環境面のリスクにおいては「中央安全衛生委員会」で総括的に管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めます。
- ニ. 内部監査部門は、法令、定款違反その他重大な損失の危険のある業務執行行為を発見した場合は、「内部統制委員会」並びに監査役に報告するとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会の監督機能の強化と効率的な運営を確保するため執行役員制度を採用します。
- ロ. 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行います。

- ハ. 当社は、業務執行取締役及び本社執行役員をメンバーとする「本社役員会」を毎月1回開催し、取締役会に付議される事項、その他の重要な業務執行に関する事項について審議します。
- ニ. 当社は、「執行役員会」を年4回以上開催し、経営計画の執行状況に関する本社及び支社相互間の報告若しくは協議を行います。
- ⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上を図ります。
- ロ. 当社は、グループ会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、適正かつ効率的な運営に資するため、グループ会社各社の運営方針を策定します。
- ハ. 当社は、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、毎月、営業成績、財務状況その他の重要な情報について関係資料の提出を求めます。
- ニ. 当社は「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体でリスクの把握、管理を行います。
- ホ. 当社は、「公益通報規程」を定め、グループ会社を含めコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役を補助すべき使用人として、監査室のスタッフをあてます。監査室スタッフは、日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報告するものとします。
- ロ. 監査室スタッフの人事（異動、評価等）については、人事担当役員と監査役が事前に意見交換を行うものとします。
- ⑦監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社は、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
- ⑧監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会、本社役員会、執行役員会等に出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握し、また稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができますものとします。
- ロ. 取締役社長と監査役との定期的会合を年2回実施して意見交換を行います。
- ハ. 取締役は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
- ニ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、経理部門との情報交換を行うなど連携をはかります。

ホ. グループ会社の役員及び使用人は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。

へ. 当社は、グループ会社を含めた「公益通報規程」の定めにより、監査役に情報が報告されるものとします。

⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じません。

ロ. 当社は、反社会的勢力の排除の方針を「倫理行動指針」「行動規範」に定め、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知をはかります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項のほか、業務執行に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、代表取締役及び業務執行取締役より業務の執行の状況についての報告を受け、取締役の職務の執行の監督を行っております。

②コンプライアンス体制とその運用における実効性の確保について

イ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス経営を一層推進し、組織内に周知徹底するため、取締役又は執行役員で構成する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、取り組みを全社的な活動とするため、本社各セクションならびに支社に「コンプライアンス・リーダー」を配置しています。実効性あるコンプライアンス経営の確立に向けたグループ全体のコンプライアンス整備や、事業活動に応じたコンプライアンスリスクについての啓蒙を行うために、業務に関する法令等を把握し、それらに関する研修の企画等を行っております。

また、法務・コンプライアンス部と連携してコンプライアンスに関する諸問題の取組状況の確認、評価、改善指示を実施しております。

ロ. CSR推進本部

「CSR経営」の基本原則である、コンプライアンス経営の強化及びリスク管理の推進、あるいはその体制作りのために、「CSR推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進母体として事業本部から独立し、関連各部、コンプ

ライアンス委員会と連携の下、一体的かつ組織横断的に管理し、体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行っております。

C S R推進本部には主に法令遵守を担当する法務・コンプライアンス部及び企業倫理の遵守を担当する企業倫理推進室を設置しております。

ハ. 研修の充実と規程等の整備について

当社及び関連会社の役員及び使用人に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの理解と意識の向上を図っております。

研修等の啓蒙活動の充実と、社内規則及び企業倫理の遵守を含めたコンプライアンスの目的や基本的な考え方を周知するため、「コンプライアンス規程」の改定や、独占禁止法遵守のための必携として「独占禁止法遵守のための行動指針」を制定するなど、マニュアルの整備に取り組んできましたが、中でも、法令遵守の徹底を図るための仕組みとして、営業活動における厳格な法令の遵守と業務の透明性確保を目的に、「営業接触ガイドライン」を策定し、併せて本ガイドラインの適正な運用に資する社内イントラネットを利用したツールの導入と、営業支援ツールの効率的かつ適正な運用が行われるよう「利用者マニュアル」を整備いたしました。また、これら施策を通して法務・コンプライアンス部に設置されている事前相談・報告の社内専用窓口と事業部門との連携を密とし、事前のリスクチェック体制を整備することにより、違反行為の未然防止に取り組んでおります。

ニ. 法務担当者による定期的な社内監査の実施

コンプライアンスへの取り組みとしての社内体制の整備とその的確な運用のほか、法務担当者及び監査室による事業所長及び営業担当者を対象とする、法令遵守の観点から踏まえた定期的な内部監査を実施しています。その監査結果や改善策については事業部門を含めて全社的に共有できるようにしております。また、法務担当者、監査部門及び第三者により、アスファルト合材の販売活動に関し、適正に行われているかを確認するための監査を行っております。

③リスク管理について

「リスク管理基本方針」に基づき、経営上のリスク、コンプライアンスに関わるリスクの洗い出しを定期的の実施し、リスクの評価、優先順位づけ、並びに達成すべき目標設定を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。なお、当社グループは、公衆衛生の観点から、感染症に対して、社員一人ひとりが基本的な感染症防止策を的確に実践できるように啓発に努めております。また、「リスク管理規程」に基づき、災害を想定した訓練も定期的に行っております。

④グループ管理体制について

グループ会社は、当社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、グルー

内部統制の継続的な向上をはかっております。

当社は、グループ会社を含めた社会的責任を「倫理行動指針」、「行動規範」に定めるとともに、「コンプライアンス規程」や「公益通報規程」等の諸規程の整備を進め、啓蒙活動としてコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図っております。

一方では「リスク管理基本方針」を定め、グループ全体でリスクの把握を行い、リスク管理の強化をはかっております。

また、当社はグループ会社の運営方針を策定するとともに、適時、経営内容を的確に把握するための情報について関係資料の提出を求め、経営上の重要な情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

⑤公益通報者保護の体制

当社グループは、役員及び使用人等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正をはかり、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として「内部通報制度」を設け、通報を行った者に対する不利益な取扱いがないように適切な措置を執ることとなっております。なお、内部通報制度の充実の一環として、本制度の周知徹底とあわせ、幅広く情報を収集できる仕組みを創設するため、「外部通報窓口」を設置するとともに、運用ルールを明確にする等の視点より、「公益通報規程」の整備、改定を行っております。

⑥監査役の職務の執行について

監査役は、取締役社長との定期的な意見交換の他、会計監査人や監査室等との連携をはかっており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定に関する基本方針を、安定的な成長の実現に向け、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるとともに、安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	59,529	流 動 負 債	35,248
現金及び預金	12,053	支払手形・工事未払金等	24,089
受取手形・完成工事未収入金等	34,927	短期借入金	2,464
未成工事支出金	8,769	1年内償還予定の社債	60
商品及び製品	495	未払法人税等	1,331
仕掛品	150	未成工事受入金	4,245
材料貯蔵品	1,337	完成工事補償引当金	57
その他	1,926	工事損失引当金	276
貸倒引当金	△130	その他	2,722
固 定 資 産	24,497	固 定 負 債	5,294
有形固定資産	20,196	長期借入金	3,252
建物及び構築物	4,069	繰延税金負債	215
機械装置及び運搬具	3,590	再評価に係る繰延税金負債	1,046
土地	12,046	退職給付に係る負債	410
リース資産	126	資産除去債務	63
建設仮勘定	73	その他	306
その他	290	負債合計	40,543
無形固定資産	465	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,834	株 主 資 本	40,655
投資有価証券	2,703	資本金	7,584
長期貸付金	291	資本剰余金	6,962
退職給付に係る資産	158	利益剰余金	26,474
繰延税金資産	240	自己株式	△366
その他	698	その他の包括利益累計額	1,653
貸倒引当金	△257	その他有価証券評価差額金	1,234
		土地再評価差額金	658
		退職給付に係る調整累計額	△239
		非支配株主持分	1,174
		純資産合計	43,483
資産合計	84,027	負債純資産合計	84,027

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高 価 益		109,123
上 原 利 益		96,879
上 総 利 益		12,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,491
営 業 利 益		4,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	149	
フ ァ ク タ リ ン グ 料	10	
貸 倒 引 当 金 戻 入	0	
受 取 保 険 金 他	16	
そ の 他	80	265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
金 融 手 数 料	46	
訴 訟 関 連 費 用	16	
そ の 他	18	148
経 常 利 益		4,869
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	44	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,085	1,129
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	92	
減 損 損 失	2	94
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,758
法 人 税 等 調 整 額		△106
当 期 純 利 益		4,253
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		136
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4,116

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,584	6,957	22,932	△363	37,110
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5			5
剰 余 金 の 配 当			△608		△608
親会社株主に帰属する当期純利益			4,116		4,116
土地再評価差額金取崩額			33		33
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	5	3,542	△2	3,545
当 期 末 残 高	7,584	6,962	26,474	△366	40,655

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,739	692	△119	2,312	1,115	40,537
当 期 変 動 額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						5
剰 余 金 の 配 当						△608
親会社株主に帰属する当期純利益						4,116
土地再評価差額金取崩額						33
自 己 株 式 の 取 得						△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△505	△33	△119	△658	58	△599
当 期 変 動 額 合 計	△505	△33	△119	△658	58	2,945
当 期 末 残 高	1,234	658	△239	1,653	1,174	43,483

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称 (株)アスカ、(株)東亜利根ボーリング

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)大信舗道 他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

- ① 非連結子会社

該当ありません。

- ② 関連会社

(株)県南

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社等の名称

- ① 非連結子会社

(株)大信舗道 他

- ② 関連会社

(株)ミヤギレキセイ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(ロ) 商品及び製品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ハ) 仕掛品

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ニ) 材料貯蔵品

総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3連結会計年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した連結会計年度より費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 34,516百万円
2. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額（地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格）に合理的な調整をして算定する方法
再評価を行った年月日 2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,244百万円

III. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	金額
全社	遊休資産	土地	2百万円

減損損失を把握するにあたり、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

その結果、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。

なお、当社グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等に基づいて算出しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,220,023株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	608百万円
②1株当たりの配当額	120円
③基準日	2019年3月31日
④効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。
普通株式の配当に関する事項

①配当金の原資	利益剰余金
②配当金の総額	709百万円
③1株当たりの配当額	140円
④基準日	2020年3月31日
⑤効力発生日	2020年6月29日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業管理部門が取引先の状況を適時モニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各連結子会社が月次に資金繰計画を作成し、その報告に基づき、当社が全体としての資金繰りの管理を管理本部で行う方法をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,053	12,053	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	34,927	34,927	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	2,397	2,397	-
(4) 長期貸付金 貸倒引当金（*1）	291 △66		
	225	249	24
資産計	49,604	49,628	24
(1) 支払手形・工事未払金等	24,089	24,089	-
(2) 短期借入金	2,464	2,466	1
(3) 1年内償還予定の社債	60	59	△0
(4) 長期借入金	3,252	3,259	7
負債計	29,866	29,875	9
デリバティブ取引	-	-	-

（*1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	428	2,231	1,802
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	228	166	△62
合 計		657	2,397	1,740

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 1年内償還予定の社債

当社グループの発行する社債は、銀行引受の固定利付社債であり、元利金の合計額を同様の新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	600	250	(*)	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額168百万円)、関連会社株式(同計上額135百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

VI. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20～30年と見積り、割引率は0.6～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	54百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	7百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	<u>63百万円</u>

VII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、茨城県その他の地域において、賃貸している土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,249	123	1,372	1,149

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△106百万円であります。

2. 主な変動

賃貸物件への移動による増加	320百万円
購入による増加	1百万円
賃貸物件からの移動による減少	△106百万円
売却による減少	△77百万円
資産の償却による減少	△11百万円
減損損失	△2百万円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は33百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 8,348円82銭
- 1株当たり当期純利益 812円28銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	4,116百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,116百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	5,068千株

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	47,409	流動負債	33,634
現金及び預金	9,255	支払手形	8,847
受取手形	6,411	工事未払金	5,542
完成工事未収入金	16,349	買掛金	2,142
売掛金	4,304	短期借入金	6,933
未成工事支出金	7,205	1年内返済予定の長期借入金	2,048
商品及び製品	260	未払金	1,846
材料貯蔵品	454	未払費用	1,007
短期貸付金	66	未払法人税等	887
前払費用	188	未払消費税	339
未収入金	1,108	未成工事受入金	3,373
営業外受取手形	1,592	完成工事補償引当金	52
その他	306	工事損失引当金	267
貸倒引当金	△96	その他	348
固定資産	22,921	固定負債	4,463
有形固定資産	17,128	長期借入金	3,002
建物及び構築物	3,476	再評価に係る繰延税金負債	1,046
機械装置及び運搬具	2,748	資産除去債務	48
工具、器具及び備品	242	繰延税金負債	229
土地	10,580	長期預り保証金	129
リース資産	29	その他	7
その他	51	負債合計	38,098
無形固定資産	401	純資産の部	
ソフトウェア	351	株主資本	30,589
電話加入権	11	資本金	7,584
その他	38	資本剰余金	6,256
投資その他の資産	5,391	資本準備金	5,619
投資有価証券	2,041	その他資本剰余金	636
関係会社株式	2,366	利益剰余金	17,115
長期貸付金	289	利益準備金	906
破産更生債権	196	その他利益剰余金	16,209
長期前払費用	46	固定資産圧縮積立金	182
会員権	28	別途積立金	12,107
前払年金費用	502	繰越利益剰余金	3,919
その他	168	自己株式	△366
貸倒引当金	△247	評価・換算差額等	1,643
資産合計	70,331	その他有価証券評価差額金	984
		土地再評価差額金	658
		純資産合計	32,232
		負債純資産合計	70,331

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高	56,312	79,183
完 成 工 事 高	18,945	
製 品 売 上 高	3,925	
そ の 他 の 営 業 収 入		
売 上 原 価	51,583	71,791
完 成 工 事 原 価	17,610	
製 品 売 上 原 価	2,597	
そ の 他 の 営 業 収 入		
売 上 総 利 益	4,728	7,391
完 成 工 事 総 利 益	1,335	
製 品 売 上 総 利 益	1,327	
そ の 他 の 売 上 総 利 益		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,993
営 業 利 益		2,398
営 業 外 収 益		367
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	293	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
そ の 他	67	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153	
金 融 手 数 料	46	
訴 訟 関 連 費 用	16	
そ の 他	13	
経 常 利 益		2,535
特 別 利 益		1,122
固 定 資 産 売 却 益	36	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,085	
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	91	
減 損	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,565
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		907
法 人 税 等 調 整 額		△120
当 期 純 利 益		2,777

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資 本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	7,584	5,619	636	6,256	906	185	15,107	△1,287	14,911
当 期 変 動 額									
別 途 積 立 金 の 積 立							△3,000	3,000	-
剰 余 金 の 配 当								△608	△608
当 期 純 利 益								2,777	2,777
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△3		3	-
土地再評価差額金取崩額								33	33
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△3	△3,000	5,206	2,203
当 期 末 残 高	7,584	5,619	636	6,256	906	182	12,107	3,919	17,115

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	其他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△363	28,388	1,370	692	2,063	30,451
当 期 変 動 額						
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		△608				△608
当 期 純 利 益		2,777				2,777
固定資産圧縮 積立金の取崩		-				-
土地再評価差額金取崩額		33				33
自己株式の取得	△2	△2				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△385	△33	△419	△419
当 期 変 動 額 合 計	△2	2,201	△385	△33	△419	1,781
当 期 末 残 高	△366	30,589	984	658	1,643	32,232

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金 個別法に基づく原価法

② 商品及び製品 総平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 材料貯蔵品 総平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

（ロ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3事業年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度より費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。

(7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
27,501百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 887百万円 短期金銭債務 7,491百万円
- (3) 保証債務
商取引に対する保証債務 535百万円
- (4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額(地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格)に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,244百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,439百万円

仕入高 7,397百万円

営業取引以外の取引高 102百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	金額
全社	遊休資産	土地	0百万円

減損損失を把握するにあたり、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

その結果、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。

なお、当社の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等に基づいて算出しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 152,356株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

貸倒引当金	105百万円
未払賞与	247百万円
未払事業税	63百万円
会員権評価損	16百万円
投資有価証券評価損	270百万円
固定資産	225百万円
工事損失引当金	81百万円
その他	54百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	1,065百万円
評価性引当額	△499百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	566百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△80百万円
前払年金費用	△153百万円
その他有価証券評価差額金	△419百万円
その他	△142百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△795百万円
<hr/>	
繰延税金負債の純額	△229百万円

(別途)

土地再評価に係る繰延税金負債 1,046百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
独占禁止法関連損失引当金	△2.6%
住民税均等割等	2.1%
過年度法人税額	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.6%
評価性引当額	△6.4%
試験研究費等の税額控除	△0.4%
その他	△1.3%
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.1%

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引 子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱アスカ	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	206	短期借入金	519
				支払利息	6	—	—
				商取引保証	535	—	—
				材料等の購入	4,388	工事未払金等	341
	札幌共同アスコ(㈱)	所有 直接65	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	159	短期借入金	1,077
			支払利息	12			
	丸建道路(㈱)	所有 直接92.3	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	178	短期借入金	828
			支払利息	9			
	㈱梅津組	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	325	短期借入金	969
			支払利息	10			
	始建産業(㈱)	所有 直接100	材料等の購入 役員の兼務	資金の借入	17	短期借入金	724
			支払利息	8			

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 取引先からの要請に基づき仕入債務に対し、必要と認められる保証を行っております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,360円46銭
(2) 1株当たり当期純利益 548円11銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	2,777百万円
普通株式に係る当期純利益	2,777百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	5,068千株

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本千人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武藤太一 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜道路工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

東亜道路工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本千人 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武藤太一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

東亜道路工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 森 信一 ㊞

常勤監査役 野田 雅之 ㊞

社外監査役 藤田 浩司 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、企業体質の強化および将来の事業展開に備えるために内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への利益還元にあたっては、中期的な利益見通し、投資計画、キャッシュ・フロー、及び財務体質などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当に努めます。

内部留保資金につきましては、経営基盤のさらなる強化と、中・長期的視野に立った将来の事業展開への重点的な投資に活用してまいります。

当年度の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金140円(普通配当120円・特別配当20円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は709,473,380円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	もりした きょういち 森 下 協 一 (1956年) (9月22日生)	1981年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員中国支社長 2012年4月 当社執行役員工務本部工務部長 2013年6月 当社取締役執行役員工務本部長 2014年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 2015年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 土木部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長、 工務本部長、建築部長 2016年5月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長、 工務本部長、建築部長、製品事業本部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長、 関係事業本部長 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る 担当 内部統制委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、 監査室担当、経営企画室担当	3,000株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に工事、営業部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、2016年には取締役常務執行役員に就任、2017年には代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップと決断力をもって当社の経営にあたり、継続的な企業価値の向上に努めております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	ほりのうち さとる 堀 之 内 悟 (1959年) (7月5日生)	1983年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員工務本部工務部長 2016年6月 当社取締役執行役員工務本部長、 工務部長、建築部長 2017年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 2017年6月 当社取締役執行役員工務本部長、 建築部長、技術本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長、 関係事業本部長 2018年6月 当社代表取締役常務執行役員技術本部長、 関係事業本部長 2019年4月 当社代表取締役専務執行役員製品事業本部長、 技術本部長、関係事業本部長 2020年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長、 関係事業本部長 現在に至る 担当 製品事業本部担当、技術本部担当、 労働時間等設定改善委員会委員長	2,000株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に工事部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、現在は専務執行役員として、当社の営業部門、製品事業部門、技術部門、関係事業部門を統括しております。また、2016年以降は、取締役として当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に貢献しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	たけ うち よし ひこ 竹 内 良 彦 (1959年 12月24日生)	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社中部支社管理部長 2010年4月 当社関東支社管理部長 2014年4月 当社管理本部管理部長 2015年4月 当社管理本部管理部長、総務部長、 広報室長、企業倫理推進室長 2016年4月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2020年4月 当社取締役常務執行役員CSR推進本部長 現在に至る 担当 管理本部担当	1,400株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に管理部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、現在は常務執行役員として、当社の管理部門、CSR部門を統括しております。また、2016年以降は、取締役として当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	あさ い とし お 浅 井 敏 夫 (1956年 11月2日生)	1981年7月 国土道路株式会社入社 2004年10月 当社入社 (合併による) 2005年4月 当社中国支社工事部長 2012年4月 当社中国支社長 2013年4月 当社執行役員中国支社長 2015年4月 当社執行役員中四国支社長 2016年4月 当社執行役員工務本本土木部長 2017年4月 当社執行役員安全環境品質本部長、 工務本本土木部長 2017年6月 当社取締役執行役員安全環境品質本部長、 工務本本土木部長 2018年4月 当社取締役執行役員工務本部長、 安全環境品質本部長、土木部長、建築部長 2019年4月 当社取締役執行役員工務本部長、 土木部長、建築部長 2020年4月 当社取締役常務執行役員工務本部長 現在に至る 担当 安全環境品質本部担当、省エネ推進委員会委員長	1,600株
【取締役候補者とした理由】 国土道路株式会社入社以来、主に工事、安全部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、当社入社以降は、中国支社長、中四国支社長、工務本本土木部長を歴任し、現在は常務執行役員として、当社の工事部門、安全部門を統括しております。また、2017年以降は、取締役として当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に貢献しております。 これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	※ <small>なかむらひろし</small> 中村 浩 (1957年 12月18日生)	1981年4月 当社入社 2006年4月 当社中部支社製品部長 2009年4月 当社関東支社製品部長 2011年4月 当社執行役員製品事業本部製品部長 2013年4月 当社取締役執行役員製品事業本部製品部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員北海道支社長 2015年6月 当社常務執行役員北海道支社長 2017年4月 当社常務執行役員営業本部長 2020年4月 当社常務執行役員製品事業本部長 現在に至る	2,600株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に製品部門、営業部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、現在は常務執行役員製品事業本部長として、製品事業部門を統括しており、取締役として求められる能力が培われております。 当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な業務執行を行う人材と判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
6	<small>たかだとしあき</small> 高田 敏明 (1947年 11月15日生)	1975年4月 東京地方検察庁検事任官 1976年4月 熊本地方検察庁検事任官 1979年4月 名古屋地方検察庁検事任官 1981年4月 大阪地方検察庁・大阪法務局訟務部付 1986年3月 退官 1986年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 2009年4月 日本食塩製造株式会社 社外取締役就任 (現任) 2018年6月 当社取締役（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本食塩製造株式会社 社外取締役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての見識と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
7	※ <small>くす み まさ たか</small> 楠 美 雅 堂 (1968年 2月17日生)	1991年4月 株式会社フジタ入社 2001年4月 株式会社雅商入社 2006年12月 新日本監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人) 2010年8月 公認会計士登録 2016年8月 楠美雅堂公認会計士事務所代表就任 (現任) 2017年5月 株式会社日産サティオ弘前監査役就任 (現任) 2017年12月 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 楠美雅堂公認会計士事務所代表 株式会社日産サティオ弘前 監査役 イー・ガーディアン株式会社 社外取締役(監査等委員)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての見識と経験、会社財務・法務・税務に関する相当な知見に基づく専門的な視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 高田敏明、楠美雅堂の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項については、以下のとおりであります。
- (1) 高田敏明氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
楠美雅堂氏につきましては、本議案が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定です。
- (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
高田敏明氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満2年です。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- ① 当社は高田敏明氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- ② 社外取締役候補者 楠美雅堂氏が選任された場合、業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち1名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
野田雅之 (1959年 2月3日生)	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社管理部経理部長 2009年4月 当社管理本部経理部長 2016年6月 当社監査役 現在に至る	1,300株
【監査役候補者とした理由】 長年にわたる経理業務の経験から、財務及び会計に関する豊富な知見を持ち、実効性の高い監査が期待できるため、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 上記監査役候補者は、当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 監査役との責任限定契約について

当社は野田雅之氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件

当社における役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、当該制度に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項及び法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式をいいます。以下、本議案において同じです。）の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する金銭報酬の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

上記金銭報酬の総額は、2006年6月29日開催の第100回定時株主総会においてご承認をいただいた取締役の報酬等の額である年額200百万円以内（役員賞与並びに使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式について、本議案及び取締役会決議に基づき対象取締役に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は年12,000株以内といたします。

なお、当社が普通株式について、本議案の決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、当該効力発生日以降、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を次の算式により調整するものとし、これら以外の1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為を行う場合には、次の算式に準じた合理的な方法で調整するものといたします。

調整後の発行又は処分株式数＝調整前の発行又は処分株式数×分割・併合の比率

本制度に基づき発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、当社の取締役会において決定いたします。また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本議案において「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から3年間（以下、本議案において「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた普通株式（以下、本議案において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします（以下、本議案において「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から12か月の間（以下、「役務提供期間」といいます。）、継続して、本割当株式付与時の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものといたします。

ただし、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に本割当株式付与時の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は上記(2)に定める譲渡制限解除の直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始月から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものといたします。

上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は本譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案による当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入と合わせて、上記と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、発行又は処分する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、仰星監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	仰星監査法人	
事務所	(主たる事務所) 東京都千代田区四番町6 東急番町ビル11階 (従たる事務所) 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市兼六元町11番25号	
沿 革	1990年 9月 北斗監査法人設立 1990年10月 東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称変更 2011年 7月 明澄監査法人と合併 2014年 7月 明和監査法人と合併 現在に至る	
概 要	出資金	166百万円
	構成人員	社員(公認会計士) 47名 (内代表社員) 10名 職員(公認会計士) 174名 (公認会計士試験合格者) 68名 (その他職員) 38名 合計 327名
	関与会社数	324社 (うち金融商品取引法・会社法監査78社、会社法監査66社)
国際業務	Nexia International(ネクシア・インターナショナル)に加盟	

(2020年3月末日現在)

以 上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。

- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

